

東広島市放課後児童クラブ運営業務委託
プロポーザル説明書

令和8年6月

東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

東広島市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は下記のとおりです。

1 業務概要

(1) 業務名

東広島市放課後児童クラブ運営業務

(2) 履行場所

東広島市内公設いきいきこどもクラブ（5ブロック／16施設）

(3) 業務内容

別添「東広島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

なお、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までを、業務準備・引継ぎ期間と
します。

(5) 履行の単位

本業務の対象クラブは、16施設とする。これを5ブロックに分けて、それぞれ業
者を選定します。なお、1つの事業者による複数ブロックへの応募は可能とします。

ブロック名	対象校区	支援単位	児童の定員の合計
第1ブロック (高美が丘、豊栄地区)	高美が丘小学校区 豊栄小学校区	4	159
第2ブロック (郷田、御菌宇地区)	郷田小学校区 御菌宇小学校区	4	162
第3ブロック (高屋東、小谷、河内、入野地 区)	高屋東小学校区 小谷小学校区 河内小学校区 入野小学校区	4	241
第4ブロック (板城西、上黒瀬地区)	板城西小学校区 上黒瀬小学校区	2	86
第5ブロック (風早、木谷地区)	風早小学校区 木谷小学校区	2	92

ただし、児童の定員の定員合計については、待機児童の状況によっては、定員×1.2の児童を受け入れることがあります。

(6) 提案上限額

ブロック名	提案上限額（3年間）
第1ブロック （高美が丘、豊栄地区）	243,352,000円
第2ブロック （郷田、御菌宇地区）	247,560,000円
第3ブロック （高屋東、小谷、河内、入野地区）	249,504,000円
第4ブロック （板城西、上黒瀬地区）	118,482,000円
第5ブロック （風早、木谷地区）	115,736,000円

※この金額は、契約に係る見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

※最終的な実施内容、契約金額については、プロポーザル終了後、委託の候補者と協議の上で決定します。

※契約した日から本業務の委託を開始する日までに必要となる準備経費を含むものとします。

※金額は、当該委託に係る債務負担行為の範囲内で定めているものであり、予算額として確定しているものではありません。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当します。

2 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者で、同法の規定による更生手続き開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続開始決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザ

- ルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 手続き開始の公示の日（以下「公示日」という。）から契約締結の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 公示日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) プロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）に、公示日までに納めるべき市区町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者

4 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

項番	手続き等	期限等
1	現地見学の申込期限	令和8年7月8日（水）17時まで（必着）
2	質問書の提出期限	令和8年7月10日（金）17時まで（必着）
3	質問書への回答	令和8年7月17日（金）
4	参加表明書の提出期限	令和8年7月22日（水）17時まで（必着）
5	参加資格通知	令和8年7月28日（火）
6	第1次審査（書面審査） 書類の提出期限	令和8年8月10日（月）17時まで（必着）
7	第1次審査結果通知	令和8年8月19日（水）
8	第2次審査書類の提出期限	令和8年9月10日（木）17時まで（必着）
9	第2次審査 プレゼンテーションの実施	令和8年9月18日（金）予定
10	第2次審査結果通知	令和8年9月30日（水）予定

5 現地見学の申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、現地見学を希望することができます。

希望する者は、メール件名に「現地見学申込」と記載し、メール本文に「担当者名」、「希望日時」を記入のうえ、(2) 送信先アドレスへ送信してください。メール送信後、その旨を事務局へ電話で連絡してください。

(1) 送信期限

令和8年7月8日（水）17時まで

(2) 送信先

「14 担当部署（事務局）」のとおり

(3) 日時及び見学先

ア 日時

令和8年7月15日（水）から令和8年7月16日（木）

詳細な日時は希望事業者と日程調整し、実施します。

イ 場所

御菌宇第1いきいきこどもクラブ（東広島市西条町御菌宇8544-6）

(4) その他

ア 詳細な見学日時及び注意事項等については別途電子メールにてご案内します。

なお、児童及び支援員のいない午前中での実施となります。

イ 現地見学の有無による審査への影響はありません。

ウ 今回のプロポーザルに関して、施設の一例として御菌宇第1いきいきこどもクラブの見学会を行うものです。その他の施設については見学会を実施いたしません。施設により規模の大小はありますが、備品等設備については、概ね同様の物となります。

エ 車での来場も可能です。ただし、駐車スペースに限りがあるため、1事業者につき1台までとし、人数も1事業者につき2人までとします。

オ この見学会に参加できるのは、プロポーザルに参加する意思がある事業者に限ります。それ以外の目的でのご参加はお控えください。

6 質問及び回答

本業務に関する質問及び回答については、次のとおりとします。

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

「14 担当部署（事務局）」のとおりに

(3) 提出方法

質問書（様式第2号）に質問事項を記入の上、「14 担当部署（事務局）」に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。電子メール送信後、その旨を事務局へ電話で連絡すること。

(4) 回答方法

令和8年7月17日（金）までに、本市ホームページへ掲載します。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書による質問及び電話による質問については、回答しません。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月22日（水）17時まで（必着）

(2) 提出場所

「14 担当部署（事務局）」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに青少年育成課の窓口提出してください。また、郵送の場合は、提出期限までに青少年育成課の窓口必着とします。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 企業概要票（様式第1号別紙）

ウ 法人登記の登記事項証明書

※参加表明書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限り、写しでも可とします。

エ 納付すべき市区町村税に滞納が無い旨の証明書

本店所在地の市区町村において、納付すべき市区町村税に滞納がない旨の証明書を提出してください。

※参加表明書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限り、写しでも可とします。なお、東広島市の物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有しており、その有効期間を経過していない者は提出を不要とします。

(5) 参加表明時の注意事項

参加者は複数ブロックに対して参加表明することが出来ますが、参加表明した複数ブロックについて契約候補者となった場合には、候補者となった全ブロックの業務を受託することを前提としてください。

(6) 参加資格の通知

提出された参加表明書その他の書類により参加資格を審査し、令和8年7月28日（火）までに電子メールにて通知します。

8 第1次審査書類の提出

(1) 提出期限

令和8年8月10日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先

「14 担当部署（事務局）」のとおり

(3) 提出方法

電子メールでデータを送信又は印刷物の持参、郵送のいずれかの方法により提出してください。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに青少年育成課の窓口提出してください。また、郵送の場合は、提出期限までに青少年育成課の窓口必着とします。

(4) 提出書類及び提案内容等について

別添「東広島市放課後児童クラブ運営事業に関する企画提案書作成要領」(以下「企画提案書作成要領」という。)のとおり

9 第1次審査候補者の選定

(1) 審査方法

東広島市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、第1次審査調査票(様式第4号)に基づき第1次審査を実施し、各ブロックごとに総合評点により順位を決定し、上位2社を第2次審査に参加できる者として選定する。

順位の決定に当たり、総合評点が同点の場合は、「第1次審査選定基準表」における支援児対応の評点が高い事業所を上位とする。

なお、支援児対応の評点も同点で順位を決定できない場合は、当該同点者は同順位として取り扱う。

この場合において、結果として第2次審査に参加する事業所数が2社を超えることがある。

(2) 第1次審査の結果

結果通知は、令和8年8月19日(水)に提案者全員に書面にて行います。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しません。

(3) 選定基準は、別紙「第1次審査選定基準表」のとおりとします。

10 第2次審査書類の提出

(1) 提出期限

令和8年9月10日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出先

「14 担当部署(事務局)」のとおり

(3) 提出方法

電子メールでデータを送信又は印刷物の持参、郵送のいずれかの方法により提出してください。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに青少年育成課の窓口に出してください。また、郵送の場合は、提出期限までに青少年育成課の窓口に出してください。

(4) 提出書類及び提案内容等について

企画提案書作成要領のとおり

11 提出書類の注意事項

(1) 企画提案書作成要領に規定の提出書類に不備があった場合は、これを受け付けま

せん。

- (2) 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合があります。
- (3) 業者選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写作成することがあります。
- (4) 提出書類は返還しません。なお、提出書類は本業務に係る候補者選定以外の用途には使用しません。
- (5) プロポーザルの結果については、公表することがあります。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。
- (7) 参加表明書又は提出書類を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができます。辞退する場合は、辞退届書（様式第3号）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
ただし、辞退届書を提出せずに、参加通知を受けたにもかかわらず提出書類を提出しない、あるいは、提出書類を提出したにもかかわらずプレゼンテーションに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合があります。
- (8) 公平かつ公正な審査を確保するため、選定委員には、参加事業者を特定できるおそれのある情報を含まない範囲で、審査に必要な資料および情報のみを提供してください。なお、提出書類については、企業名、ロゴ、所在地等、事業者が特定される情報が記載されている箇所が判別できないよう、適切な処理を行ってください。

1.2 第2次審査候補者の選定

選定委員会において、企画提案書の内容及びプレゼンテーションを基に次のとおり選定を行います。

(1) 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施

ア 日時・場所

- ・令和8年9月18日（金）（予定）
- ・東広島市役所内会議室（東広島市西条栄町8番29号）で行います。

イ 内容

事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行います。なお、このプレゼンテーション及びヒアリングは、参加するブロック数に関わらず1参加者につき1回のみ行います。また、当日に追加の資料を配布するなど、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用している説明は不可とします。ただし、提出済み資料の内容について、質疑応答の中で必要であるとして選定委員会の委員（以下「委員」という。）が許可した補足資料に

については可とします。パソコン、プロジェクター等の使用を必要とする場合は、青少年育成課に事前に連絡してください。なお、プロジェクター及びスクリーンについては青少年育成課にて用意することもできますが、持参されるパソコン等とプロジェクターの接続に必要なケーブルは提案者が用意してください。

ウ 時間

1 提案者につき30分以内（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分以内）とします。ただし、提案者の数によって、これより短くなる場合があります。

- (2) 選定基準は、別紙「第2次審査選定基準表」のとおりとします。なお、評価項目のうち、「全体方針、実施体制」、「実施内容」については、各委員の項目ごとの評価点を平均し、「費用」については、別紙「プロポーザル選定基準について」に示す計算式により評価点を算出し、その合計を総合評点とします。
- (3) 審査の結果、ブロックごとに第2次審査選定基準表の総合評点が最も高い者を、本業務を実施するのに最も適すると認める者（以下「候補者」という。）として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とします。なお、総合評点が40点に満たない者は、候補者として選定しません。
- (4) 総合評点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定します。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において総合評点が40点以上であれば当該提案者を候補者とします。
- (6) 候補者が、「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとします。
- (7) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知します。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しません。
- (8) 匿名で実施するため、資料への企業名等の記載や発言、服装等について、提案者が特定されないことがないように十分注意してください。

1.3 契約に係る注意事項

- (1) 東広島市契約規則等を遵守した契約とします。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、免除された場合はこの限りではありません。
- (3) 候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結します。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。また、候補者と協議が整わない場合にあつては、次点として評価した提案者

と協議の上、契約を締結することがあります。

1.4 担当部署（事務局）

- (1) 名称：東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
- (2) 所在地：〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 北館3階)
- (3) 連絡先
電話：082-420-0929
FAX：082-420-0414
E-mail：hgh200929@city.higashihiroshima.lg.jp

1.5 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報

説明書及び仕様書に記載の無い委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報については「(参考資料) 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報」を参照してください。

1.6 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり東広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
① 東広島市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル説明書	東広島市ホームページ及び青少年育成課窓口
② 東広島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書	
③ 東広島市放課後児童クラブ運営業務に関する企画提案書作成要領	※東広島市ホームページ内の掲載場所
④ プロポーザル選定基準について	ホーム>事業者の方へ>入札・契約・事業者募集>PFI・プロポーザル
⑤ 様式第1号 参加表明書	
⑥ 様式第1号別紙 企業概要票	
⑦ 様式第2号 質問書	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1/index.html
⑧ 様式第3号 辞退届書	
⑨ 様式第4号 第1次審査調査票	
⑩ 様式第5号 第1次審査 根拠資料記載シート	
⑪ 様式第6号 広島県内の放課後児童クラブ運営実績調書	
⑫ 様式第7号 企画提案書	
⑬ 様式第8号 提案価格書	
⑭ (参考資料) 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報	

別紙 第1次審査選定基準表

分類	評価項目	評価の視点	評価基準	評価点
会社概要	本社または事務所等の所在地	東広島市内にあるか。 ※事務所は、必ずしも放課後健全育成事業専用の事務所である必要は無い。 ※事務所とは、クラブ運営時に窓口となる場所を指す。	広島県内にある 広島県内にあり、受託した際には東広島市内に事務所等を設置する 東広島市内にある。	6
	人材評価	優秀な人材への特別手当の支給や、キャリアアップ（非正規→正規）の実績があるか。	社内制度としては無いが、手当の支給や正社員登用の実績がある。 社内制度として確立されたうえで、手当の支給や正社員登用の実績がある。	
運営実績	民間放課後児童クラブの運営実績	現在、広島県内で民間放課後児童クラブを運営しているか。	1～2施設（支援の単位） 3施設（支援の単位）以上	6
	公設放課後児童クラブの運営実績	過去3年以内に、広島県内で公設放課後児童クラブの運営実績（業務受託実績）があるか。	1施設（支援の単位） 2施設（支援の単位）以上	
支援体制	児童参画型プログラム	児童が意見や考えを表明する機会が、その場限りの取組にとどまらず、定期的に開催され、活動プログラムに具体的に記載されているか。（例：定期的な児童が参画する会議の実施、児童による行事内容の企画・決定、児童が話し合っただめたルールの運用など）	活動プログラムの中に具体的に記載されている。	15
	支援児対応	障がい等の特別な配慮が必要な児童※1を受け入れることは可能か。また、受入可能人数はどの程度か。現場でそれら児童の対応に苦慮した場合は、専門的な知識を持った職員（※2、※3参照）が具体的なアドバイスを行うことができる体制が整っているか。	障がい等特別な配慮が必要な児童を、定員の1割を超えない範囲の人数まで受け入れる。	
		※1障害者手帳の所持の有無にかかわらず、心身の発達や生活上の特性等により特別な配慮を必要とする児童であって、保護者からの申し出があったもの ※2「専門的な知識を持った職員」とは、公認心理師、臨床心理士、児童発達支援管理責任者、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、言語聴覚士及び精神保健福祉士をいう。 ※3上記※2に加え、「専門的な知識を持った職員」とは社会福祉主事任用資格を有する者、保育士、児童指導員任用資格者及び精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者のうち障がい者や子どもを対象とする相談業務に1年以上従事した経験のある者をいう。	障がい等特別な配慮が必要な児童を定員の1割を超えない範囲の人数まで受け入れ、かつ専門的な知識を持った職員が具体的なアドバイスを行う体制が整っている。	
			障がい等特別な配慮が必要な児童を、定員の1割を超える範囲の人数を受け入れる。	
保護者との連携	保護者が安心して子育てについて相談でき、必要に応じた支援や連携が図られているか。 保護者と共有した児童の育ちの目標を踏まえ、日常の育ちや変化を捉え、その内容を分かりやすく保護者へ共有する仕組みがあるか。 保護者の子育てに対する思いや意向を把握し、日常の支援や運営に反映する体制が整っているか。	児童の様子や保護者対応について、特段の仕組みは設けていない 児童の育ちの様子について、日常的な情報提供や保護者からの相談対応など、基本的な取組は行っている。また、放課後児童クラブ全体としての目標は定めているが、個々の児童の育ちに 応じた目標設定までは行っていない。 個々の児童について、保護者と共に育ちの目標を定め、その成長の様子を保護者に伝える仕組みがあるとともに、保護者の意向を定期的に確認し、支援内容や運営上の工夫に反映している。		
アレルギー・宗教食対応	アレルギー・宗教食に関して、個別対応のオヤツを用意提供できる。 ※保護者に用意させる対応は除く。	アレルギー対応のみできる。 宗教食対応のみできる。 どちらも対応できる。		
多角的な支援	他事業と連携した支援 放課後児童クラブが、アフタースクール事業、放課後等デイサービス、児童厚生施設、地域による子ども見守り隊等と連携して支援を行うことにより、子どもの多様なニーズに応じた切れ目のない支援体制を構築し、地域全体で子どもの健全な育成と安全確保を図ることができるか。	設間に例示されている他事業を展開し、東広島市の放課後児童クラブでの支援との連携が可能である。	5	
管理	ICT関連 次の機能を持つシステムの導入が行われるか。（単一のシステムである必要は無い。） ・児童の入退室管理（記録&保護者への通知） ・保護者からの出欠連絡 ・支援員または保護者からのメッセージ送信機能（チャットでなくて良い） ・支援員シフト管理 ・支援員出退勤管理	保護者からの出欠連絡のシステムを導入する。 いずれか3機能を導入する。 全ての機能を導入する。	3	
合 計				35

別紙 第2次審査選定基準表

審査の項目		記載事項	配点
1 全体方針、実施体制			
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、責任者等の実施体制 ・ 支援員等の人材確保、配置、バックアップ体制 ・ 参加表明している各施設の支援員等の配置予定人数 ・ 支援員等の人材育成、研修計画 ・ 業務開始までの準備、業務終了後の引継ぎ 	15
2 実施内容			
2-1	児童の主体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの主体性を育む取組 (考え、選び、行動する力を養う支援) 	75
2-2	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携のプログラム 	
2-3	児童の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動プログラム（遊び、学習活動等） ・ 児童の健康管理 	
2-4	保護者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望、苦情への対応 ・ 保護者、学校、地域との連携（関係構築） 	
2-5	要配慮児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある児童、特別な配慮が必要な児童への対応 ・ 児童虐待への対応 ・ アレルギーや宗教食への柔軟な対応 	
2-6	施設の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理（衛生管理や消耗品等の管理） ・ 危機管理体制（事故防止、災害対応） 	
2-7	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上、事務効率化、本業務に有効と思われる提案 	
3 費用			
3-1	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な根拠に基づく見積額 	10
合計			100